

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7 月 5 日
【会社名】	スター精密株式会社
【英訳名】	STAR MICRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 肇
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	054-263-1111（代）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 佐藤 衛
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	054-263-1111（代）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 佐藤 衛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 214,848,000円

(注) 1. 本募集は、平成25年 5 月23日開催の当社第88期定時株主総会の決議および平成25年 6 月27日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権をストック・オプションとしての目的で発行することから無償といたします。

3. 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」および「新規発行による手取金の額」が平成25年7月5日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】（第7回新株予約権証券）

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とします。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値となります。ただし、(注)1により行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、 <u>1,119円</u> となります。ただし、(注)1により行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>211,200,000円(注)2</u>
---------------------------------	-------------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>214,848,000円</u>
---------------------------------	---------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社普通株式1株の発行価格は、<u>行使価額と同額</u>とします。 2 当社普通株式1株の資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、<u>会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</u> 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、<u>上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額</u>とします。
-------------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 当社普通株式1株の発行価格は、<u>1,119円</u>とします。</p> <p>2 当社普通株式1株の資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、<u>560円</u>とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、<u>559円</u>とします。</p>
-------------------------------------	--

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 <省略>

2 発行価額の総額は本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。

3 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1)新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。

(2)上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に指定する日時までに振り込むものとします。

4 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1)新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。

(2)当社は、行使手続き終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続きを行うものとします。

5 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとします。

(訂正後)

(注) 1 <省略>

2 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1)新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。

(2)上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に指定する日時までに振り込むものとします。

3 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1)新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。

(2)当社は、行使手続き終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続きを行うものとします。

4 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとします。

(注) 2の全文削除および3、4、5の番号変更

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
211,200,000	1,000,000	210,200,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。
- 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権が消却された場合には払込金額の総額および差引手取概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
214,848,000	1,000,000	213,848,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権が消却された場合には払込金額の総額および差引手取概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。